

国立大学法人和歌山大学における危険物の管理に関する要項

制 定 平成14年 1月16日

最終改正 令和 7年 9月29日

(趣旨)

第1 国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)における危険物の取扱い及び貯蔵等管理については、消防法その他関係法令(以下「法令」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2 この要項において「危険物」とは、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に定めるものをいう。

(危険物施設)

第3 本学における危険物貯蔵所又は取扱所(以下「危険物施設」という。)は、別表のとおりとする。

(危険物保安監督者の選任)

第4 学長は、本学における危険物施設ごとに、危険物の取扱い及び保安を監督させるため、危険物保安監督者(以下「保安監督者」という。)を置く。

2 保安監督者は、取扱う危険物に該当する危険物取扱者免状を有する者のうちから選任し、学長が任命する。

(保安監督者の職務)

第5 保安監督者は、法令に定める業務を適正に遂行しなければならない。

2 保安監督者は、必要に応じ、危険物の貯蔵、取扱い状況について、学長に報告する。

(危険物の取扱い)

第6 危険物施設で危険物を取扱う者は、保安監督者の指示に基づき適正に危険物を取扱わなければならない。

(危険物補助監督者)

第7 学長は、必要と認めた場合は、保安監督者の職務を補佐するため危険物補助監督者を置くことができる。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、危険物の管理に関し必要な事項は、国立大学法人和歌山大学安全衛生委員会化学物質管理部会が定める。

附 則

この要項は、平成14年1月16日から施行する。

附 則(平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第172号)

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2891号)

この改正要項は、令和7年9月29日から施行し、令和7年6月26日から適用する。

別表

危険物貯蔵所又は取扱所

| 部局 | 名称 | 危険物の種類 | 危険物の品名 |
|---------|------------------|--------|---|
| 事務局 | 屋外地下タンク (貯蔵所) | 第四類 | 第三石油類 (重油) |
| システム工学部 | 特定屋内貯蔵所 | 第四類 | 特殊引火物 第一石油類 (非水溶) 第一石油類 (水溶) アルコール類 第二石油類 |